令和４年９月２１日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局
運航労務監理官

（１）行政処分等の年月日	令和元年７月２４日
（２）事業者の氏名又は名称	梶原　徳一
（３）処分等の種類	文書指導
（４）原因となった事故等の概要	令和元年５月２日に山梨県河口湖において、運航船「MARIMO 102」がプレジャーボートと衝突し、複数の負傷者が発生する衝突事故が発生した。 監査の結果、安全管理体制が十分でないことを確認した。
（５）処分等の内容	◯事故が起こった際は、自己の責任において安全管理規程のとおり関係機関へ適切に通報すること ◯実態に即して安全管理規程の変更を行うこと ◯最新の安全管理規程を事業所（券売所）と船舶に備置すること ◯券売所に旅客遵守事項を掲示すること